

萩市就職学生支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するために実施する萩市就職学生支援補助金（以下「学生支援補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、大学卒業年度の6月1日以降の採用選考活動（面接又は試験）に要した往復交通費とする。ただし、正式な内定日が大学卒業年度の10月1日以降のものに限る。

(補助金の額)

第4条 学生支援補助金の金額は、2万円とする。ただし、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の2分の1に当たる額と、2万円のいずれか低い額とする。

(交付回数)

第5条 1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第6条 学生支援補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住元に関する要件

次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学している卒業年度の学生（ただし、短期大学・大学院の学生は除く）で、当該大学を卒業見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 山口県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 本萩市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(エ) 第3条の経費に対し、他の補助金等を受けていないこと。

(オ) その他市長が学生支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 勤務地が萩市からの通勤が可能な地域であること。

（補助金の交付申請）

第7条 学生支援補助金の申請者は、卒業年度の10月1日以降の正式な内定後から卒業年度の2月末までに、萩市就職学生支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 内定先企業による証明書（別記第2号様式）
- (2) 交通費の領収書及び本人確認書類
- (3) 在学証明書
- (4) 移住元の住所を確認できる書類（申請者の住民票等）
- (5) 萩市に納付すべき市税の滞納がないことを証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し適正と認めるときは、移住支援補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を萩市就職学生支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 学生支援補助金の交付は、前条の規定により学生支援補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの萩市就職学生支援補助金交付請求書（別記第4号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第10条 交付決定者は、申請日の属する年度の次年度から5年間、住所、就業先及びその他第6条に規定する対象者要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、萩市就職学生支援補助金現況届（別記第5号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、その他補助事業の遂行に関し必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第11条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、学生支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、萩市就職学生支援補助金返還請求書（別記第6号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請から1年以内に萩市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に萩市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合で萩市から通勤するときを除く。）

オ 萩市への転入日から3年未満で萩市から転出した場合
(2) 半額の返還

萩市への転入日から3年以上5年以内に萩市から転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都道府県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村